

八幡浜市原子力災害住民避難計画(概要版)

八幡浜市 総務課 危機管理・原子力対策室(令和2年4月発行)

八幡浜市では、令和2年2月に原子力災害時における住民避難計画を修正しました。この概要版では、市民の皆様特にお知らせしたい内容を抜粋して掲載しています。

詳しくは、市ホームページに掲載している「八幡浜市住民避難計画」本編をご覧ください。

1 屋内退避、避難等の基準

- 原子力災害時には、下図のとおり、原子力発電所での事故の段階に応じた対応をすることになっています。

**警戒事態
【Aレベル】**
例) 伊方町で震度6弱以上の地震発生

**施設敷地緊急事態
【Bレベル】**
例) 全交流電源の喪失

**全面緊急事態
【Cレベル】**
例) 原子炉冷却機能の喪失

放射性物質の放出

- 無用な外出を控える
- 就労、就学者等帰宅準備(屋内退避準備1)
- 情報収集

- 就労、就学者等帰宅(屋内退避準備2)
- 要配慮者避難準備

- 屋内退避
- 避難準備

- 20 μ Sv/h超過
⇒1週間程度内に一時移転
- 500 μ Sv/h超過
⇒1日以内をめどに避難

- 全面緊急事態(Cレベル：放射性物質が放出される可能性が高い段階)で、市内全域に屋内退避指示を発令します。
- 放射性物質が放出された場合は、市内を18に分割した区域ごとに放射線量を測定し、基準値を超えた区域に対して避難等(避難または一時移転)の指示を発令します。
- 具体的な区域については「4 避難方法と避難先」を参照してください。

2 自然災害との複合災害時における対応

- 地震等の自然災害に起因して原子力災害が発生した場合(複合災害時)において、自然災害による危険が極めて高い場合には、まず、自然災害に対する避難行動をとり、自然災害に対する安全が確保された後に、原子力災害に対する避難行動をとってください。

例) 屋内退避指示発令中、自然災害により当該建物での屋内退避継続が困難になった場合、近隣の指定避難所等へ避難する。

3 安定ヨウ素剤について

- 安定ヨウ素剤を適切な時期に服用することで、放射性ヨウ素による甲状腺がん発症のリスクを低減することができます。
- 年齢が低いほど甲状腺がん発症のリスクは高くなるため、妊婦、授乳婦及び未成年者(乳幼児含む)の服用を優先します。
- また、WHOガイドライン2017年版において、40歳以上の方への安定ヨウ素剤の服用効果はほとんど期待できないとされていることから、原則、避難指示区域内の40歳未満の方を配布対象とします。
- 40歳以上であっても、妊婦、授乳婦及び希望者には配布しますが、安定ヨウ素剤の成分に対し、過敏症の既往歴等がある方は対象から除外します。
- 安定ヨウ素剤は避難指示区域の一時集結所(具体的な場所は計画本編をご確認ください)で配布します。
- 効果を十分に得るためには、服用の時期が非常に重要ですので、必ず指示に従って服用してください。
- 安定ヨウ素剤は、放射性ヨウ素が体内に取り込まれること自体を防ぐことはできません。また、放射性ヨウ素以外の核種による被ばくを抑えることもできません。

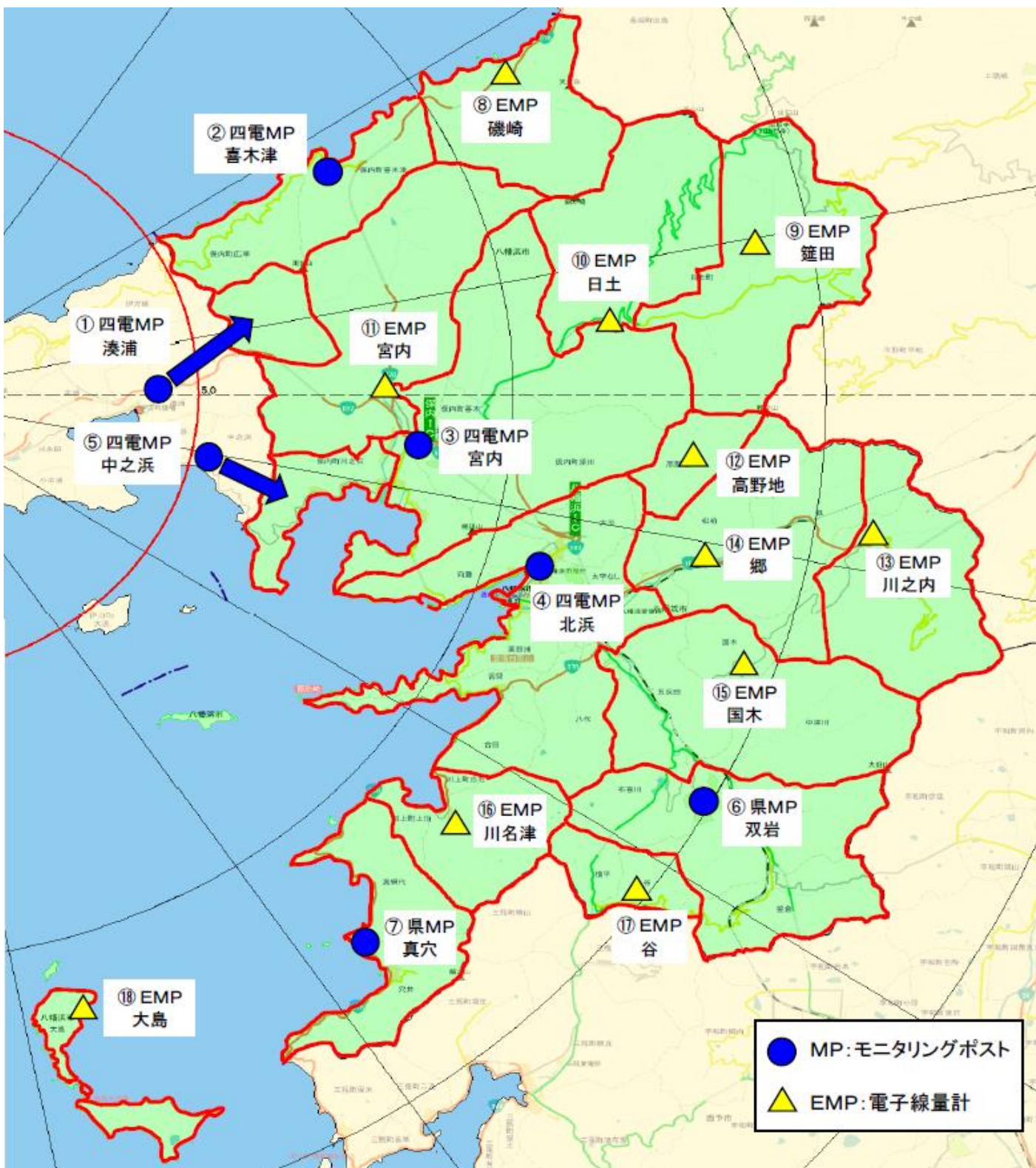
【安定ヨウ素剤の服用時期と効果】

安定ヨウ素剤の服用時期	低減効果
放射性ヨウ素が摂取される前の24時間以内又は直後	90%以上
放射性ヨウ素が摂取された後、8時間以内	40%以上

4 避難方法と避難先

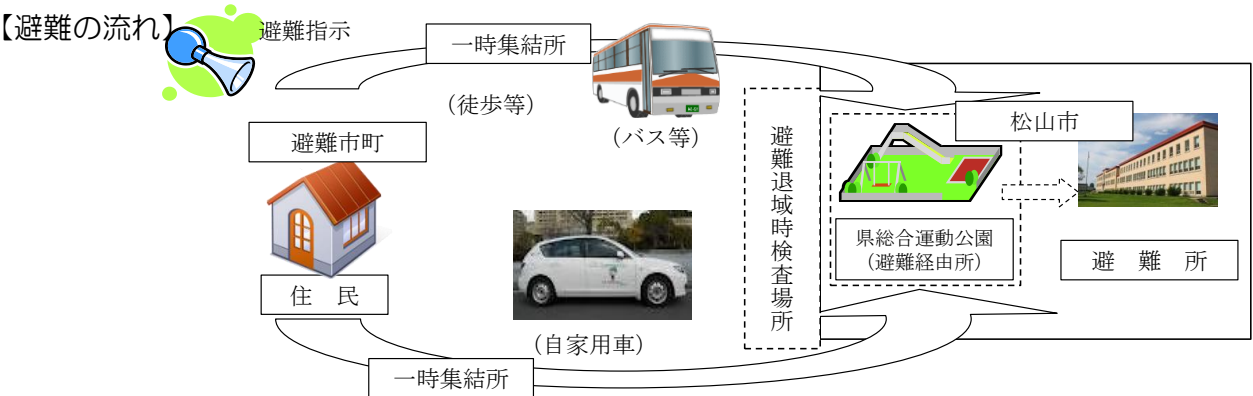
- 避難指示は、放射線測定地点（MP、EMP）と関連付けられた避難指示区域を単位として発令します。
- 円滑な避難の妨げとなるため、避難等の指示が発令された区域の方のみ避難してください。
- 避難の際には、放射性物質の付着や吸入を防ぐため、雨ガッパやマスク等を着用し、貴重品や非常用持出袋等を携行してください。
- 避難手段は原則として自家用車を利用します。自家用車での避難が困難な方は、避難指示区域内の一時集結所（具体的な場所は計画本編をご確認ください）からバスで避難することができます。
- 安定ヨウ素剤の配布指示があった場合、配布対象の方は一時集結所でお受けとりください。
- 八幡浜市の第一避難先は松山市です。避難退域時検査場所（放射性物質による汚染状況を確認する所）を経由して、愛媛県総合運動公園（とべ動物園がある公園）に向かってください。
- 松山市での避難所をあらかじめ行政区単位で指定していますが、避難所が被災している場合がありますので、必ず愛媛県総合運動公園にお立ち寄りください。

【避難等防護区域と放射線測定地点との関連付け】



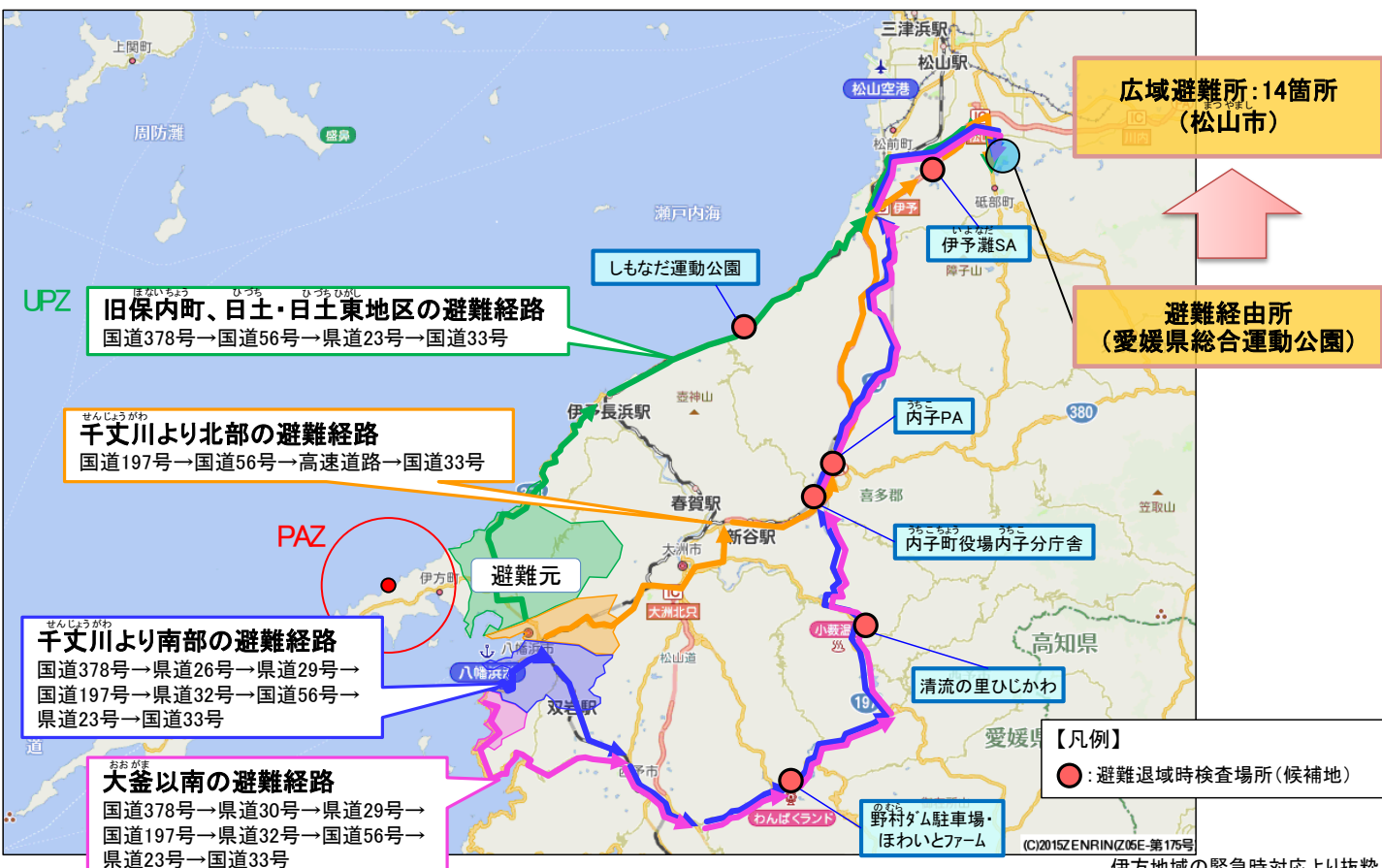
5 避難退域時検査と避難経路

- 避難する際には、渋滞を避け、効率良く避難を実施するため、市内を4つの区域（①保内町・日土、②千丈川より北部、③千丈川より南部、④大釜以南）に分け設定した推奨避難ルートを通ります。
- 避難者は、愛媛県総合運動公園までの避難経路上に設置される「避難退域時検査場所」で、必ず放射性物質による汚染状況の確認検査を受けてください。
- 愛媛県総合運動公園や松山市の避難所では、避難退域時検査場所で発行される通過証により、避難退域時検査を受けているか確認されます。
- 検査の結果、基準値を超えた場合には、拭き取り等による簡易除染を行います。
- 簡易除染後もなお基準値を超える場合には、除染が可能な医療機関等で処置を受けます。



【避難退域時検査場所候補地と推奨避難ルート】

避難退域時検査場所	避難元市町
しもなだ運動公園	伊方町、八幡浜市、大洲市、伊予市
内子町役場 内子分庁舎	大洲市、西予市、八幡浜市、内子町、伊予市
清流の里ひじかわ	八幡浜市、西予市
野村ダム駐車場・ほわいとファーム	
内子P A	八幡浜市、大洲市、内子町
伊予灘S A	



6 要配慮者の避難体制

- ・高齢者、障害者、乳幼児等、防災施策において特に配慮を要する方を「要配慮者」と言います。
- ・児童、生徒の在校園中に原子力災害が発生し、市から屋内退避準備指示（Bレベル）が発令された場合は、保護者に児童、生徒を引き渡します（屋内退避や避難は、原則家族単位で行います）。
- ・在宅の要配慮者のうち、自力または支援者の同行により避難可能な方は、自家用車等により避難を行います。自力での避難が困難な方は、一時集結所からバスで避難することができます。
- ・社会福祉施設に入所されている方は、各施設の避難計画に基づいて、あらかじめ決められた施設へ避難することになっています。
- ・病院等の医療関係施設では、避難元施設が市を通じて県に受入調整依頼を行います。県は災害医療コーディネータ等の助言を受けながら、避難先施設の選定及び受入要請を行います。
- ・要配慮者の避難については、無理に避難することにより健康リスクが高まる場合があることから、状況に応じて放射線防護対策施設等への屋内退避を組み合わせる必要があります。

7 避難等に関する情報伝達

- ・避難等に関する市民の皆様への情報は、防災行政無線、広報車、市防災メール、緊急速報メール、テレビ、ラジオ、市ホームページのほか、SNS等、あらゆる手段を用いてお知らせします。
- ・災害時には正確な情報の入手が必要不可欠です。平常時から情報入手の手段を確認しておきましょう。
- ・災害時は慌てて行動せず、市からの情報に基づいて冷静に行動してください。

8 八幡浜市防災メールの登録について

- ・八幡浜市では、各種災害情報や気象情報等を、市民の皆様へメールでお知らせするサービスを行っています。ぜひご登録いただき、ご活用ください。

★登録方法

1. 右のQRコードを読み込み空メールを送信する。
※QRコードが読み込めない場合は、下記アドレスへ空メールを送信してください。
bousai.yawatahama@raidai.ktaiwork.jp
2. 登録完了メールを受信できれば、登録は完了です。
(迷惑メール防止機能のドメイン指定受信などを設定している場合は、空メールを送信する前に、下記のドメインからのメールを受信できるように設定してください)
@city.yawatahama.ehime.jp



9 愛媛県原子力情報アプリについて

- ・愛媛県が配信している原子力情報アプリでは、愛媛県および周辺県で測定している環境放射線のデータをリアルタイムに、手軽に知ることができます。このアプリで、普段は見るできない放射線を、日頃からチェックしておきましょう。

★アプリのご利用方法

- ・右のQRコードをスマートフォンで読み取るか、Google PlayまたはApp Storeで検索し、ダウンロードしてご利用ください。
 - ・ダウンロード等に必要な通信料は、ご利用される方の負担となります。
- ※スマートフォンをお持ちでない方は、愛媛県原子力情報ホームページをご利用ください。アプリと同様に各測定地点での放射線量等を掲載しています。



【愛媛県原子力情報ホームページ：<https://www.ensc.jp/pc/main/index.html>】

◆ 問合せ先：八幡浜市 総務課 危機管理・原子力対策室

◆ 電話：0894-22-3111

◆ 計画本編：<http://www.city.yawatahama.ehime.jp/docs/2020033100056/files/04jyuminhinankeikaku3.pdf>